

議案第 11 号

太宰府市公園条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和3年 2月25日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

太宰府市が設置する公園の管理について、使用時間の変更に伴い、条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市公園条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕  
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市公園条例（昭和56年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

太宰府歴史 スポーツ公 園	テニスコート 多目的広場	1月1日から1月末日ま で及び11月1日から12月 末日まで	午前9時から午後5 時まで
		2月1日から3月末日ま で及び10月1日から10月 末日まで	午前9時から午後6 時まで
		4月1日から9月末日ま で	午前9時から午後7 時まで
	弓道場 相撲場	1月1日から2月末日ま で及び12月1日から12月 末日まで	午前9時から午後6 時まで
		3月1日から11月末日ま で	午前9時から午後9 時30分まで

」

を

「

太宰府歴史 スポーツ公 園	テニスコート 多目的広場	1月1日から1月末日ま で及び11月1日から12月 末日まで	午前9時から午後5 時まで
		2月1日から3月末日ま で及び10月1日から10月 時まで	午前9時から午後6 時まで

	末日まで	
	4月1日から9月末日まで	午前9時から午後7時まで
弓道場	1月1日から12月末日まで	午前9時から午後9時30分まで
相撲場	1月1日から2月末日まで及び12月1日から12月末日まで	午前9時から午後6時まで
	3月1日から11月末日まで	午前9時から午後9時30分まで

」

に改める。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。